

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

<1> 大学全体

課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価方法として、本学では、卒業制作・論文にかかる中間指導や最終講評における、学生のプレゼンテーション、それに対する指導担当教員（ゼミ）、学科研究室所属の他の専任教員全員、さらには非常勤講師を加えた形での合同講評会等が実施されている。講評では教員による評価が示されるのみならず、制作者自身である学生が制作の意図等を示す機会であるとともに、教員はもとより学生相互の厳しい質問や批判にさらされることもある緊張の場でもあり、学生の学習成果の到達度を教員と学生間で双方向的に確認することができる有効な場となっている。

また、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標として数値化された定量的指標はないが、各学科の設定している学位授与基準によって示される内容を定性的指標として位置づけ、適切な学習成果の測定に努めている。その指標を満たしている者に学位を授与し、学習の集大成である卒業制作・論文について指標到達度の高い者に対して、卒業制作・論文優秀賞や研究室賞などを授与し、顕彰している。

<2> 造形学部（通学課程）

造形学部（通学課程）では、学年制がとられていて、進級には条件が定められている。各学年で履修しなければならない科目を設けており、これらの単位を修得できなければ進級できない。基礎的な内容から専門的な内容へと学習の積み上げが図れるよう、授業科目が構成されているからである。教育上の学習成果を測定するための方法としては、前期末あるいは後期末の定期試験や課題作品・論文・レポート提出等によって授業に対する学生の理解度を測る方法がある。課題作品等に対する講評については、授業における到達度を、教員と学生間の双方向で確認できるようになっており、また複数の教員及びクラスの学生全員が講評に参加することにより、公正かつ適正に測る仕組みになっている。

造形学部（通信教育課程）

3年次専門課程進学に必要な単位を定めることで、造形の諸領域にわたる基礎的な実技能力を獲得してそれを条件の中で創造的な表現として実現できるという学習成果を判断材料としている。また、4年次の専門課程修了時では、各専門領域の知識と技能を体系的に修得し、卒業制作・論文においてそれらを総合的に応用して自らの課題を解決する能力を有しているかを基準としている。この学習成果は、各コースの担当教員全員で評価を出すなどの方法で、公正かつ適正に測るよう努めている。

〈3〉 大学院造形研究科

大学院造形研究科は、制作指導や理論指導において少数の学生に対して指導が行われているので、学生一人一人の到達度を把握しやすい。授業内での制作物や研究状況は、中間発表及び中間講評で資質向上の状況を確認している。また、大学院生の教育・研究指導効果は、学内ばかりでなく、学外の展示会や研究発表の場での成果も考慮されている。

博士後期課程では、学生一人一人が研究計画を指導教員とともに作成して提出することになっている。

講評では、高度な水準で作品発表を行っている作家や各分野で活躍する専門家、外部の研究者を招き、作品の批評を受けることで、学生の可能性を導き出すとともに、客観的な評価を心がけている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

〈1〉 大学全体

卒業・修了の要件や学位論文に係る評価基準について、「武蔵野美術大学学則」、「武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程」、「武蔵野美術大学大学院規則」に規定されている（資料4(4)－1、資料4(4)－2、資料4(4)－3）。学位授与の要件は、「武蔵野美術大学学位規則」に規定されている（資料4(4)－4）。

〈2〉 造形学部（通学課程）

卒業の要件は、『履修・学修ガイドブック』、『大学案内』等によってあらかじめ学生に明示されている（資料4(4)－5 P12-13、資料4(4)－6 P62-63）。また、教育課程の修了の認定については「武蔵野美術大学学則」第38条、学位の授与については「武蔵野美術大学学則」第41条に規定されている（資料4(4)－1）。学位授与の要件は「武蔵野美術大学学位規則」第3条に規定されている（資料4(4)－4）。

学位授与にあたっては、卒業要件を充足した学生に対して、教授会の議を得て授与している。卒業要件は、文化総合科目（美術系学科 50 単位、デザイン系学科 40 単位）、造形総合科目（8 単位）、学科別科目（美術系学科 44 単位、デザイン系学科 54 単位）、自由選択枠（22 単位）、合計 124 単位以上の修得を要件としている。各学科において、ディプロマ・ポリシーに定められている基準に則し、学修の集大成となる卒業制作・論文を学生に課している。卒業制作・論文については、卒業制作展を行うことで広く一般公開し、教育研究の成果の透明性を高めている。

造形学部（通信教育課程）

- ① 卒業の要件は、『シラバス』、『履修登録の手引き』、『入学案内』等によってあらかじめ学生に明示され、造形文化科目 50 単位、造形総合科目 24 単位、造形専門科目 24 単位、上記いずれかの科目 26 単位、合計 124 単位以上の修得を要件としている（資料4(4)－7 P8、資料4(4)－8 P4、資料4(4)－9 P10）。
- ② 学位授与にあたり、ディプロマ・ポリシーに定められている基準に則し、それぞれの

コースごとに作品及び論文の基準をシラバス上に記載して、あらかじめ学生に明示している。

- ③ 「武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規」第32条に、卒業に必要な単位数の内、総計108単位以上履修しているものが卒業申請手続きを取ることができ、その審査に合格した者が卒業制作及び論文に取り掛かることができる制度を定めている。学位授与にあたっては、同第33条に定められた手続きに従い、教授会の議を得て学位を授与している（資料4(4)-2）。

〈3〉 大学院造形研究科

修了の要件は、『大学院造形研究科履修要項』、『大学案内』等によってあらかじめ学生に明示されている（資料4(4)-10 P8、資料4(4)-6 P70-73）。また、修了要件及び学位の授与については「武蔵野美術大学大学院規則」第18条に規定されている（資料4(4)-3）。学位授与の要件は「武蔵野美術大学学位規則」第3条に規定されている（資料4(4)-4）。学位論文に係る評価基準についても「武蔵野美術大学学位規則」に規定されている（資料4(4)-4）。

修士課程においては、各コース別に必修科目20単位および各コース共通科目から10単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ、修士作品または修士論文の審査および最終試験に合格することにより修了としている。博士後期課程においては、3年以上在学し、1年次および2年次に配当された選択科目から4単位および各学年に配当された必修科目から6単位、合計10単位以上を修得し、かつ博士論文の審査および最終試験に合格することにより修了としている。

学位論文に係る審査体制については、「武蔵野美術大学大学院規則」第17条において、「学長は学位審査等の提出により、学位論文の提出を受けたときは、研究科委員会の議を経て、指導教員を審査委員として、さらにその専攻の専任教員及びこれに関連する科目を担当する専任教員の中から、2名以上の審査委員を選定する。」「審査委員は、学位論文等の審査、及び最終試験を行うものとする。」と定められている（資料4(4)-3）。また、武蔵野美術大学学位規則第6条には、「学長は、学位論文の提出を受けたときは、研究科委員会にその審査を依頼する。」「研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行う。」「研究科委員会は、学位論文を審査するため学位論文等ごとに審査委員会を設ける。」と定められ、同学位規則第7条においては、「修士論文等の審査にあたっては、提出された修士論文等の内容に応じた専門分野の指導教員及び研究科委員会において選出された関連分野の教員2名以上で、審査委員会を組織する。」「博士論文の審査にあたっては、提出された博士論文の内容に応じた専門分野の指導教員及び研究科委員会において選出された関連分野の教員3名以上で審査委員会を組織する。」と定められている（資料4(4)-4）。さらに博士後期課程については、『大学院造形研究科博士後期課程運営の手引』を配付しており、予備論文審査、博士論文審査及び最終試験について明示している（資料4(4)-11）。審査委員会による審査結果は、大学所定の様式に評価及び主査、副査の承認印が付されて事務所管に提出され、研究科委員会の議を経ている。

2. 点検・評価

●基準4 (4) 成果の充足状況

自己点検・評価の結果、別紙資料「大学評価における評価の視点・評価基準等」のとおり、同基準をおおむね充足している（資料4(4)-12 P10）。

①効果が上がっている事項

なし。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

各学科の設定している学位授与基準によって示される内容を定性的指標として位置づけ、課程修了時の適切な学習成果の測定に努めているが、数値化された定量的指標の開発には至っていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

なし。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

他の美術系大学等における状況把握・リサーチを含め、定量的指標の開発についてカリキュラム委員会等で検討に着手する。

4. 根拠資料

- 4(4)-1 武蔵野美術大学学則
- 4(4)-2 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程
- 4(4)-3 武蔵野美術大学大学院規則
- 4(4)-4 武蔵野美術大学学位規則
- 4(4)-5 2014(平成26)年度 武蔵野美術大学履修・学修ガイドブック
P12-13 教育課程の特色
- 4(4)-6 2015(平成27)年度 武蔵野美術大学大学案内
P62-63 教育課程
P70-73 大学院造形研究科
- 4(4)-7 2014(平成26)年度 武蔵野美術大学通信教育課程シラバス
P8 教育課程
- 4(4)-8 2014(平成26)年度 武蔵野美術大学通信教育課程履修登録の手引き
P4 II卒業までの概要を把握する

- 4(4)－9 2014(平成26)年度 武蔵野美術大学通信教育課程入学案内
P10 単位の修得
- 4(4)－10 2014(平成26)年度 武蔵野美術大学大学院造形研究科履修要項
P8 教育課程および履修方法
- 4(4)－11 2014(平成26)年度 武蔵野美術大学大学院造形研究科博士後期課程運営の
手引
- 4(4)－12 2014(平成26)年度 大学評価における評価の視点・評価基準等 P10